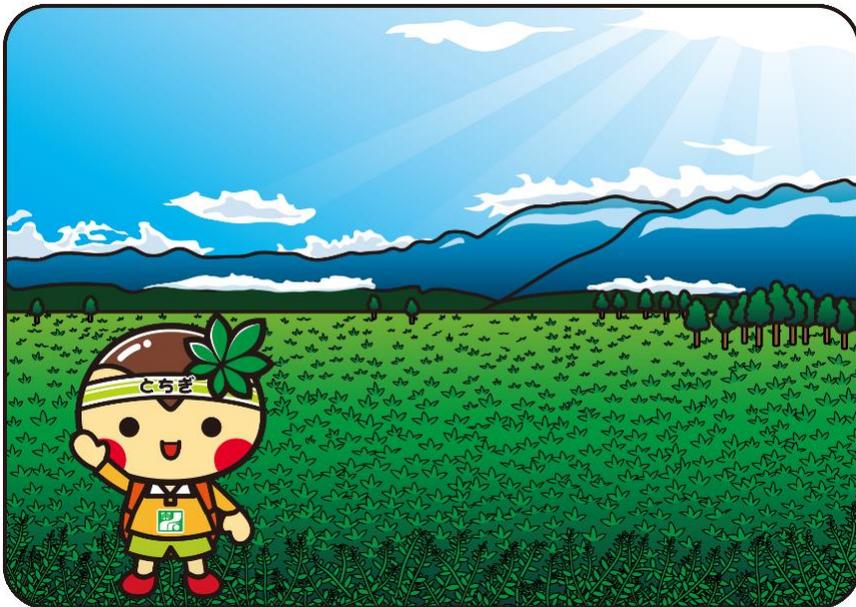


令和7(2025)年度

介護サービス事業者に対する集団説明会

〔（介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売〕



栃木県保健福祉部指導監査課

# 資料の構成

各ページごとに **事例** **指導・ポイント** **基準** の順に掲載しています。

※音声の説明は原則、事例及び指導・ポイントについて行います。基準は、必要に応じてご自身で確認してください。

※説明内容を示すページと事例等を掲載するページの2ページごとのセットになっております。なお、追加の資料等がある場合は3ページ以上になっている場合もあります。

# 運営に関する基準

## 1 福祉用具貸与／販売の具体的取扱方針 〔共通〕

## 事例

- スロープ、歩行器、歩行補助つえについては、貸与又は販売を選択できる旨を利用者に説明を行っていない。また、退院時カンファレンスやサービス担当者会議において医師や専門職の意見等を聴取していない。

## 指導・ポイント

- スロープ、歩行器、歩行補助つえの提供に当たっては、利用者が貸与又は販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供を行うこと。
- 医師や専門職の意見を聴取し、利用者の身体状況を踏まえた提案を行うこと。

## 基準

【居宅基準省令第199条第2号、第214条第2号】

【居宅基準解釈通知第3の十一の3(3)②、第3の十二の3(4)②】

## 2 福祉用具貸与計画の作成（1 / 2） 〔貸与〕

## 事例

- 対象福祉用具（スロープ、歩行器、歩行補助つえ）を貸与したのに、利用開始後 6 ヶ月以内にモニタリングが実施されていない。

## 指導・ポイント

- 対象福祉用具の提供に当たっては、開始時から 6 ヶ月以内に少なくとも 1 回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討すること。

## 基準（2 / 2 も同じ）

【居宅基準省令第199条の2第1項、第5項及び第6項】

【居宅基準解釈通知第3の十一の3(3)⑧】

## 2 福祉用具貸与計画の作成 (2 / 2) 〔貸与〕

## 事例

- 福祉用具貸与計画が作成されているものの、モニタリング時期が記載されていない。モニタリング記録が残っていない。
- モニタリングを実施しているが、指定居宅介護事業者に報告していない。

## 指導・ポイント

- 福祉用具貸与計画に、計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期等を記載すること。
- 対象福祉用具を含め、モニタリングを実施した際はその結果を記録し、居宅サービス計画を作成した指定居宅介護事業者に報告すること。

# 3 衛生管理等〔貸与〕

## 事例

- 福祉用具の保管、消毒の業務に係る委託契約書その他関係書類において、文書により取り決めるべき事項の一部について、記載が確認できなかった。
- 福祉用具の保管、消毒を委託により他の事業所に行わせているが、実施状況について定期的に確認していない。または、記録が残っていない。

## 指導・ポイント

- 保管、消毒の業務を他の事業所に委託する場合は、当該業務が適切な方法で行われることを担保するため、委託契約において必要事項を文書により取り決めること。
- 保管、消毒の実施状況について、定期的に確認し、その結果を記録すること。

## 基準

【居宅基準省令第203条第3項、第4項】 【居宅基準解釈通知第3の十一の3(7)②】

# 4 衛生管理等 〔共通〕

## 事例

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていない。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施していない。

## 指導・ポイント

- 上記委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 上記指針を整備すること。
- 上記研修及び訓練を定期的にそれぞれ実施すること。

## 基準

- 【居宅基準省令第203条第6項】 【居宅基準省令第216条において準用する第31項】  
【居宅基準解釈通知第3の二の3(8)②】

# 5 心身の状況等の把握 〔共通〕

## 事例

- 当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者が開催するサービス担当者会議に出席しているが記録がない。

## 指導・ポイント

- サービス担当者会議の記録を作成すること。
- 当該記録には、サービス担当者会議において把握した利用者の心身の状況、置かれている環境、他のサービスの利用状況等のほか、会議日時、参集者等の情報について記載すること。

（居宅介護（介護予防）支援事業者から会議録の写しを求めることでも差し支えない。）

## 基準

【居宅基準省令第205条及び第216条において準用する第13条】

# 6 秘密保持等 〔共通〕

## 事例

- サービス担当者会議等において、利用者家族の個人情報を用いる場合の同意について、利用者の代理人のみの立場から同意を得ていた。

## 指導・ポイント

- サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を使用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。

## 基準

【居宅基準省令第205条及び第216条において準用する第33条第3項】

## 資料の確認報告のお願い

集団説明会の資料を確認された方は、確認報告をお願いします。

本動画掲載ページと同じページに、確認報告へのリンクを用意しておりますので、案内に従って入力をお願いします。

報告期限は、令和8年6月30日（火）となっています。

- ※ 資料の掲載は、報告期限後も一定期間継続しますのでご活用ください。
- ※ 確認報告につきましては、報告いただいたかを後日照会する場合がございます。